

消防消第37号
平成30年3月2日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁消防・救急課長
(公 印 省 略)

平成30年度消防の広域化及び連携・協力のモデル構築事業の委託に
関する提案募集について

消防の広域化及び連携・協力のモデル構築事業（平成30年度当初予算関係）
として、下記のとおり提案募集を行いますので、お知らせします。

各都道府県にあつては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事
務組合等を含む。）に対して、この旨周知されるようお願いいたします。

なお、本事業は、平成30年度政府予算（案）の成立が条件であることをあら
かじめご承知おきください。

記

1 委託先

消防の広域化及び連携・協力の取組を進める意欲がある消防本部、市町村、
又は当該消防本部を管内に持つ都道府県で、別添の募集要領の各要件を満たす
もの。

2 委託事業の内容

「消防の連携・協力の推進について」（平成29年4月1日付け消防消第59
号）に基づき、消防庁において消防の広域化及び連携・協力をより効果的に推
進していくため、関係消防本部間の調整や連携・協力実施計画の策定などの消
防の連携・協力を行うために必要となる事項について、消防本部が消防の広域
化及び連携・協力の検討を開始する際の参考となる優良事例を構築するもの。

3 提案書の提出

(1) 提出期限

平成30年3月28日（水）12時（必着）

(2) 提出方法

応募団体においては、別添の募集要領に従って提案書等を作成し、電子メールにて下記提出先まで提出すること。

(3) 提出先

総務省消防庁消防・救急課（担当：稲木、伊藤、谷口、井木）

電 話：03-5253-7522

E-mail：keibou@ml.soumu.go.jp

消防庁消防・救急課

担当 稲木・伊藤・谷口・井木

TEL：03-5253-7522

E-mail：keibou@ml.soumu.go.jp

消防の広域化及び連携・協力のモデル構築事業 募集要領

平成 30 年 3 月 2 日
消防庁消防・救急課

1 趣旨

我が国において人口減少が進行し人的・財政的な資源に限られる一方、住民の生命・身体・財産を守る消防は、大規模火災、大規模地震、豪雨災害、火山災害、テロ災害等の複雑化・多様化する災害にも適切に対応していくため、その体制を整備・確立していくことが求められる。

消防庁では、消防の広域化について、消防体制の整備・確立に向けて最も有効なものとして今後も推進していくため、このたび、広域化の推進期限を延長した。あわせて、広域化の前段階として、連携・強力にも取り組んでいるところである。

消防の広域化及び連携・協力のより積極的な取組を促し、消防力を充実強化していくために、各消防本部等における検討の材料となり、また、全国で手本とすべき消防の広域化及び連携・協力の先進事例を構築することを目的として、国の委託事業として、モデル事業を実施する。

2 募集する事業

(1) 内容

消防の広域化又は連携・協力の実施を目指す事業。

(2) 応募団体

- ・消防の広域化及び連携・協力の実施を目指す消防本部
- ・管内消防本部における消防の広域化及び連携・協力の実施を目指す都道府県

※ 応募時点において、消防の広域化及び連携・協力をを行うことは決定していなくてもよいが、消防の広域化及び連携・協力に向けた協議を開始することについて、事前に関係者間で調整を行った上で応募すること。

(3) 委託金額

原則として 500 万円を上限とする。

3 委託事業の対象となる経費

委託事業の対象となる経費は、関係者により協議を行うための調査研究経費、会議等の運営経費など消防の広域化又は連携・協力に向けた準備に要するソフト経費を中心とする。

加えて、実現予定の取組を試行的に一部実施するために要する経費も対象と

する。

また、委託事業の主目的は、報告書の作成ではないことに留意すること（そのため、報告書の作成費は少額で可）。

また、地方公共団体の職員の人件費、国等からの補助金の交付等による支援等を受けている取組に係る経費は対象としない。

なお、契約上の委託経費の額は、必ずしも提案書に記載した希望金額と一致するものではなく、また、事業の実施に係る経費は、事業実施後に納入された報告書を検査した後、精算払いする。

4 実施期間

本事業で実施する取組は、委託契約の日から平成 31 年 3 月 8 日（金）までに実施可能なものとする。

5 実施体制

提案に基づく事業の受託者は、委託契約の全部又は事業内容の決定、事業運営方針の決定、進行管理などの本事業の根幹に係る業務を一括して委託し、又は、請け負わせてはならないこととする。

ただし、委託し、又は、請け負わせることが合理的と認められる業務については事業の一部を委託し、又は、請け負わせることができる。この場合、受託者は、当該主体の名称等（住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額）について事前に消防庁に通知し、再委託の承認を受けることとし、また、当該主体の選定に用いた仕様書を併せて消防庁に提出することとする。

また、次の場合は承認を受けることを要しない。

① 再委託の金額が 50 万円を超えない場合

② 契約の主体部分ではなく、再委託することが合理的で以下に示す軽微な委託及びこれに準ずると認められる場合

- ・ 翻訳、通訳、速記、反訳等の類
- ・ 調査報告書等の外注印刷等の類
- ・ 会議開催の会議室、会場等の借上げの類
- ・ 納入成果物に係る各種品質、性能試験等の外注の類

消防庁の承認に際しては、再委託を行う合理的理由、再委託の相手方が再委託される業務を履行する能力、その他必要と認められる事項について審査する。

なお、あらかじめ再委託することを明示し、その実施体制及び役割分担を届け出ていた場合は、その範囲内で報告により再委託を行うことができる。

6 選定方法

消防庁消防・救急課において、外部の有識者を交えた評価を行い、提案を順

位付けした上で選定する。

7 選定基準

次に掲げる評価項目を主として、総合的に評価を行った上で選定する。

【趣旨】

- ・事業内容が「1 趣旨」を踏まえたものであるか。
- ・将来的に消防の広域化につながるものであるか。

【効果及び新規性】

- ・従来行われていない新規性の高いものであるか。
- ・単独では実施ができない、又は実施するよりも高い効果が見込まれるものであるか。

【全国普及性】

- ・優良事例として全国に紹介した後、全国で取り組まれることにより、消防力の充実強化に資するものであるか。

【関係消防本部との調整状況】

- ・関係消防本部との間で、連携・協力のあり方全般について検討する体制又は消防の連携・協力を具体的に実施する体制の構築に向けた調整が進んでいるか。

【委託事業の遂行性】

- ・事業スケジュールが無理なく生まれ、かつ概算見積りが適切に行われており、委託事業の確実な実施・運営が見込めるか。

8 提案内容の確認・修正

選定は提出された提案書に基づいて行うが、必要に応じて、追加資料の提出等を依頼し、又は、ヒアリング等を実施することがある。

また、委託先候補の決定後、必要に応じて契約締結時までに消防庁と委託先候補との間で調整の上、提案内容について修正等を行うことがある。

9 提案書類

応募に際しては、次の様式に具体的かつ簡潔・明瞭に記入の上、提出すること。

- ①様式1 (Word形式)：提案書
- ②様式2 (Excel形式)：事業実施計画工程表
- ③様式3 (Excel形式)：概算見積額の内訳

④様式4 (PowerPoint形式) : 事業概要図

⑤補足資料 (様式自由) : 提案を補足する資料があれば、添付することができる。

10 募集期間・提出方法

(1) 募集期間

募集開始の日から平成30年3月28日(水)12時までの間に提出すること。

(2) 提出方法

提案書類については、原則として電子ファイルをメールにて提出すること(メールアドレスは13を参照)。補足資料など電子媒体での提出が困難なものについては、別途消防庁消防・救急課に郵送することも可能(住所は13を参照)。

また、締切日までにおいて提案事業の根幹にかかわる変更があった場合は、直ちに下記の問い合わせ先に連絡をするとともに、変更後の提案書類を提出すること。

11 応募後の手続とスケジュール

本事業のスケジュールは、おおむね以下のとおり想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

①ヒアリングの実施等(募集期間終了後～6月下旬)

募集期間終了後に、提案内容について、実現可能性や実効性等を確認するため、必要に応じて電話等によりヒアリングを実施することがある。また、追加で資料を要求することがある。

②選定・公表(7月上旬)

提案事業について、「6 選定方法」及び「7 選定基準」のとおりに選定し、公表する。

③契約締結(7月上旬以降)

選定された提案の応募者(委託先候補)との間で、契約条件の協議を行った上で委託契約を締結する。

④報告等(平成31年3月8日(金)まで)

具体的には「12 納入成果物」を参照のこと。また、必要に応じて中間報告等を求めることがある。

12 納入成果物

(1) 調査報告書等

本調査の成果物を以下のとおり作成することとする。

①報告書及び概要版 各1部

報告書については、連携・協力の内容、連携・協力する消防本部との協議の概要、今後の取組の方針のほか、収支報告を含むこととする。

②上記①の報告書等を電子化したもの

③作業上作成した資料 1部

④上記③の資料を電子化したもの

(2) 納入先

消防庁消防・救急課

(3) 納入期限

平成31年3月8日(金)

13 問い合わせ・提出先

消防庁消防・救急課

担当：稲木、伊藤、谷口、井木

住所：〒100-8926 千代田区霞が関2-1-2

T E L : 03-5253-7522 (直通)

E-mail : keibou@ml.soumu.go.jp

(様式1)

平成 30 年 月 日

消防庁消防・救急課長

消防本部の名称

代表者の職 代表者の氏名 印

消防の広域化及び連携・協力のモデル構築事業の募集に係る提案書の提出
について

消防の広域化及び連携・協力のモデル構築事業の募集に係る提案について、
別添のとおり提出します。

別添

消防の広域化及び連携・協力のモデル構築事業 提案書

事業	
事業概要	
事業費	
実施期間	

提案者	
団体名	
団体住所	
団体責任者の職・氏名	

提案者連絡先	
担当者の所属	
担当者の職・氏名	
電話番号	
FAX番号	
電子メールアドレス	

注 複数団体で連携して提案を行う場合は、提案者については、1つの提案書にまとめて記載し、提案者連絡先については、代表団体の連絡先を記載すること。

1 今回提案する事業について

次に掲げる事項について、注書きを踏まえながら記載すること。なお、文字数（枠の大きさ）についての規定はない。また、適宜参考資料等を用いることも可能である。

(1) 目的

注1 募集要項「1 趣旨」を踏まえたものであること。

注2 将来的に消防の広域化又は消防の連携・協力につながるものであること。

(2) 事業内容

注1 単独では実施ができない、又は実施するよりも高い効果が見込まれるものであること。

注2 従来行われていない新規性の高いものであること。

注3 優良事例として全国に紹介した後、全国で取り組まれることにより、消防力の充実強化に資するものであること。

(3) 関係消防本部との調整状況

--

注1 関係消防本部との間で、消防の連携・協力のあり方全般について検討する体制又は消防の連携・協力を具体的に実施する体制の構築に向けた調整が進んでいること。

(4) 最終的に目指す姿

--

消防の広域化及び連携・協力のモデル構築事業 概算見積額

団体名			
事業費合計(千円)			
(円)			
区 分	算定根拠	計画額	備 考
システム関係費			
・			
・			
リース・レンタル料			
・			
・			
設置工事費			
・			
・			
保守費			
・			
・			
会議費			
・			
・			
消耗品費			
・			
・			
運搬通信費			
・			
・			
調査費			
・			
・			
報告書作成費			
・			
・			
ソフトウェア使用料			
・			
・			
その他経費			
・			
・			
合 計			

注 関係する団体の数に応じてシートを追加して記入すること。

〇〇圏域 消防の広域化及び連携・協力モデル構築事業概要

(様式4)

消防の広域化及び連携・協力を行う消防本部(構成市町村)	圏域人口
	圏域面積

圏域の特長	
-------	--

事業概要	事業見積額(千円)

主な取組

主な取り組みと、最終的に目指す姿を記載してください。

注1 圏域の特長と主な取組は、可能な限り関係性がわかるように記載すること。
注2 文字数に規定はないため、適宜枠を調整するなどすること。

〇〇圏域 消防の広域化及びの連携・協力モデル構築事業概要

〈参考〉

※連携する市町村を黄色で着色した地図を添付

消防の広域化及び連携・協力を行う消防本部（構成市町村）	圏域人口
〇〇市消防本部（〇〇市）、〇〇組合消防本部（〇〇市、〇〇町）、〇〇市消防本部（〇〇市、〇〇村（委託））	〇〇, 〇〇〇人 (うち代表市 〇〇, 〇〇〇人)
	圏域面積
	〇〇, 〇〇〇km ²

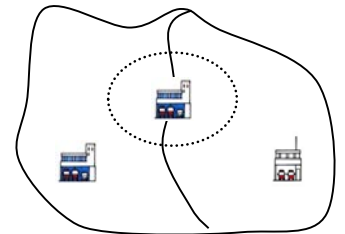
圏域の特長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 圏域内の人口規模に比して、圏域面積が広い。 ○
-------	--

事業概要	事業見積額(千円)
A市B市C町を含む圏域全体の消防行政サービスの向上のため、 <ul style="list-style-type: none"> ○ 消防署所の共同設置に関する調査・研究 ○ 高度かつ専門的な予防業務を展開するための研修の試験的運用を行う。 	〇, 〇〇〇

主な取組

境界付近における消防署所の共同設置に関する調査・研究

各消防本部の管轄面積が広く、管轄境界付近での災害出動に対する現場到着所要時間が長い。管轄境界付近における消防署所の共同設置に向けて、最適な設置場所の調査、人口分布に対する調査をコンサルタントへの依頼するなど、.....



管轄付近の消防署所の効率的な配置

高度かつ専門的な予防業務を展開するための研修

各消防本部で展開される違反処理や火災調査等の予防行政において、各本部の課や担当によって解釈、判断の違いによる消防行政の差異をなくし、技能向上のためのノウハウの共有を図り、.....



圏域内の消防本部間での研修(想定)

注1 圏域の特長と主な取組は、可能な限り関係性がわかるように記載すること。
 注2 文字数に規定はないため、適宜枠を調整するなどすること。